70歳未満の方へ

平成27年1月から高額療養費制度における自己負担限度額が見直される予定です

1ヶ月の医療費の自己負担が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。この高額療養費制度は、所得区分に応じて自己負担の上限が定められています。この自己限度額算出方法が改正される予定です。

なお、詳細については、具体的な内容が確認でき次第お知らせいたします。